

建築紛争

一生に一度の買い物に
「欠陥」が…

「分譲住宅や中古住宅を購入する」「土地を取得して住宅を新築する」数千万円もかける一生に一度の買い物です。ところが、住み始めてみたら「雨漏りがする」「建具の閉まりが悪い」というような不具合が見つかることがあります。

また、最近では、リフォーム工事に関するトラブルも増えています。

解決のための法律と 仕組み

このようなトラブルを解決するために、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」や「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が施行されました。

また、解決の仕組みとして、愛知県弁護士会の「紛争解決センター」、簡易裁判所の「調停」がありますし、「建築住宅性能評価」を受けている場合には、住宅紛争審査会の「あっ

弁護士 田原 裕之

せん」や「調停」を利用することができません。

このような手続で「合意による解決」ができない場合には、民事訴訟を申し立てることもできます。

依頼を受けた弁護士は、このような法律や制度を駆使して、販売業者、建築業者、設計士に対して、欠陥の補修や損害の賠償を求めることとなります。

名古屋第一法律事務所 の取り組み

当事務所の弁護士は、欠陥住宅をなくす東海ネットワーク（弁護士や建築士の任意団体に加入したり、愛知県住宅紛争審査会の審査委員や、名古屋地方裁判所と愛知県弁護士会の建築訴訟に関する協議会委員を務めるなど、建築紛争処理に力を注いでいます。

当事務所では、建築紛争の解決に熱意を持つ弁護士が、相談申込者の要望に応じて、建築紛争相談を受ける態勢をとっています。